

「議会のあり方」検討協議会 第1部会勉強会（11月22日開催）概要

- 1 日時 平成24年11月22日（木）15時00分から17時25分
- 2 会場 議会棟 2階 全員協議会室
- 3 出席者 （講師）明治大学政治経済学部 講師 廣瀬 和彦 氏  
（委員）米持部会長、福谷副部会長、  
松坂委員、山浦委員、近藤委員、中村委員、岡田委員  
小川委員長、奥井副委員長  
（事務局）事務局長 他17人
- 4 傍聴者 （議員）30人  
（一般傍聴者）3人

5 主な内容

（1）「これまで行ってきた協議の検証及び結論を導く理論構築の検討」

○議員報酬について

最初に、これまでの協議結果等に対する講師の見解を伺った。講師から、議員報酬の決定要因として、1.各団体の議会活動状況、2.財政状況、3.住民所得水準、4.類似団体との比較均衡、5.世論の動向、が示された。

また、報酬算定の基準方法としては、①市政への貢献度を把握し、それを基に議員報酬を定める考え方、②執行部職員の給与を基準とする考え方、③国会議員の歳費を基準とする考え方、④日当制を根拠に算出する方法、⑤当該団体の長の給与額を基準とする考え方、⑥類似団体との比較方式、⑦議会費の割合を一定とし算出する方法、が示された。その上で、本部会が検討してきた算出方法は適当だが、「住民との意見交換」は選挙活動として誤解されやすいので注意が必要との指摘があった。

質疑応答の後、部会長より、これまでの協議内容、資料、検討の方向性については、概ね妥当との評価が得られたことが確認された。一方、検討においては1つ、2つの視点だけでなく多面的に行う必要があると指摘を受けたことが確認された。

今後、これらを基に、報告書の作成に向け協議を継続することとした。

○議員定数について

講師の見解は、定数を考えるにあたっての要件として、1.会議体としての議会の能率的な運営、2.多数の住民が推す優れた人材の選出、3.地方公共団体の組織全体との均衡、が示された。また、定数の基準として、①常任委員会数方式、②人口1万人に1人方式、③住民自治協議会方式（または小学校区方式・中学校区方式）、④議会費固定方式が示された。

質疑応答の後、講師の見解等を参考に、協議を進めていくこととした。

（2）「地方自治法の改正について」

○政務活動費について

政務調査費においては、判例において様々な按分率が示されているが、政

務活動費になり、これまでよりも按分率は緩和される可能性があるなどの見解が示された。

○通年議会について

法改正以前から採用されている事実上の通年会期と、法改正に伴う通年会期では、招集回数、首長の出席の要件などに違いがあるなどの説明があった。